

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名：OXIDER(オキサイダー)ゲル剤
会社名：株式会社 CLO2 Lab
住所：兵庫県西宮市松生町11-18-1F
担当部門：本部・研究開発室
電話番号：0798-56-9623
FAX番号：0798-56-9633

作成：2018年 8月21日

改訂：2019年11月18日

2. 組成、成分情報

単一物質・混合物の区別：混合物
化学名：二酸化塩素含有高吸水性樹脂
成分及び含有量：二酸化塩素液
アクリル酸重合ナトリウム塩架橋物と食品添加物粉体の混合物
他、企業秘密のため一部非開示
製造時規格：CLO₂- 90,000~120,000ppm
化学式：CLO₂
官報公示整理番号：(1)-243(化審法・安衛法)
CAS No.：10049-04-4
EINECS No.：233-162-8
安衛法通知対象物質：該当
PRTTR法：非該当

3. 危険有害性の要約

分類の名称(基準は日本方式)：酸化性物質(消防法等の危険物に非該当)

4. 応急措置

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、水で喉および鼻腔内を洗浄した上で、呼吸しやすい姿勢で急速させる。異常がある場合は医師に連絡する。
眼に入った場合：直ちに流水で洗う。異常がある場合は医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合：口をすすぎ、大量の水を飲ませた後、吐かせず安静にする。異常がある場合は医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置(周辺火災時)

消火方法：大量の水を噴霧する。
この物質自体は不燃性であるが、可燃性物質の燃焼を促進することがある。また、高温になると一時的に多量の二酸化塩素ガスが発生するので、直接吸い込まないように注意する。
周辺火災の場合、冷却し、安全な場所へ移す。

6.漏出時の措置

人体や衣服を損傷する可能性があるので、触れないように注意しながら大量の水で十分に洗い流す。洗い流すことができない場合は、還元剤のチオ硫酸ナトリウムにて分解する。

7.取扱いおよび保管上の注意

取扱い：用途以外に使わない。

小児の手のとどかない所に保管する。

金属に対し腐食させる可能性があるので、その側でのしよおよび放置はしない。

漂白作用があるため、色物の繊維等の側での使用および放置はしない。

内容物がこぼれた場合はすぐに拭き取る。

車内等密閉状態の狭い空間内で長時間使用しない。

保管：高温が継続する場所での保管を避けること。

8.暴露防止及び保護措置

急性暴露ガイドライン濃度（AEGL） 国立医薬品食品衛生安全研究所

二酸化塩素／ppm（0.1 ppm=0.28 mg/m³）

AEGL 1：10分～8時間／0.15

AEGL 2：10分～30分／1.4、4時間／0.69、8時間0.45

AEGL 3：10分～30分／3、60分／2.4、4時間／1.5

8時間／0.98

ACGIH 2007：TLV 0.1 STEL 0.3

OSHA：0.1

保護具

呼吸器の保護具：ハロゲンガス用マスク等

手の保護具：保護手袋

眼の保護具：保護眼鏡（ゴーグル型）、顔面シールド

皮膚及び身体の保護具：長袖作業衣、状況に応じて長靴、前掛け

9.物理的及び化学的性質

外観等：黄色または黄褐色のゲル状

塩素とオゾンの混合臭のような臭気

二酸化塩素ガスとして 沸点：11℃

融点：-59℃

蒸気圧：101 kpa（20℃）

引火点：130℃

爆発限界：10 vol %

凝固点：-1℃

水への溶解度：436 g/l（25℃）

10.安定性及び反応性（二酸化塩素ガスの参考値）

安定性：空気、熱、紫外線に対し不安定で、放置すると徐々に分解する。

反応性：10 vol % 以上の高濃度では爆発の可能性あり。

可燃性：なし。

発火性：自然発火性及び水との反応性なし。

酸化性：酸化剤であるため、高濃度の場合腐食性あり。

11.有害性情報

急性毒性（経口）：ラットLD₅₀>2000mg/kg

急性毒性（経皮）：ウサギLD₅₀>2000mg/kg

急性吸入毒性：マウス、ゲル300g/m³で死亡例なし。

皮膚刺激性：ラット、非刺激性。

眼刺激性：ウサギ、点眼後、水洗いで極軽微な刺激性。

変異原性：ラット、微核試験で染色細胞の異常は認められず。

12.環境影響情報 生態毒性

二酸化塩素水は数ppm以下の微量であれば水質浄化作用として有効である。

高濃度では、魚類、植物を侵す恐れがある。

残留性・分解性：データなし

生体蓄積性：データなし

土壤中の移動性：データなし

オゾン層への有害性：非該当

13.廃棄上の注意

空容器を処分するときは、内容物を除去した後に行う。

14.輸送上の注意

運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に。国連分類に非該当（当製品は水溶液のため）

15.適用法令（参考：高濃度の二酸化塩素ガスとして）

労働安全衛生法：通知対象物 政令414号

労働安全衛生法：施行令第18条の2 通知対象物（第415号）

水溶液の場合には適用法令なし。

16.その他の情報

二酸化塩素の水溶液は、危険物に非該当。

参考文献：改定第3版化学品法令集 化学工業日報社（2001）

化学物質安全性データブック改定増補版 化学物質安全情報研究会編（1997）

改訂版労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社（2003）

薬事法・薬剤師法・毒物及び劇物取締法解説第14版 薬事日報社（2004）

記載内容の取扱い 記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成してありますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。また、注意事項は通常を取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施くださいますようお願い申し上げます。